答 弁 第 二 〇 号平成元年五月十六日受領

内閣衆質一一四第二〇号

平成元年五月十六日

内閣総理大臣 竹 下 登

衆議院議長 原 健三郎殿

衆議院議員井上一 成君提出政府調達の政府専用機購入に関する質問に対し、 別紙答弁書を送付

する。

## 衆 議 院 議 員 井 上一 成君提 出 政 府 調 達 $\mathcal{O}$ 政 府 専 用 機 購 入に関する質問に . 対 す る答 1弁書

## 一及び二について

今後国 \_ 際 化が進展 し、 国際交流の機会が一層増大するものと予想されることか 5, 内 閣 総 理

大臣  $\mathcal{O}$ 輸 送、 緊急時 におけ る在 . 外 邦 人救 出 0 た 8) 0) 輸 送等に使用するために、 諸 外 玉  $\mathcal{O}$ 例 12 Ł

倣 い また、 緊急 経済 対策 0 一環として、 昭和六十二年七月、 政 府 専 用機 0 購 入を決定 L た。

## 三から六までについて

政 府 専 用 機  $\mathcal{O}$ 機 種 等 に 0 **,** \ て は、 内 閣 官 房 副 長 官 を 委 員 長 とし、 防 衛 庁、 外 務 省 及 び 運 輸 省

 $\mathcal{O}$ 関 係 局 長 で 構 成 さ れ る 政 府 専 用 機 検 討 委 員 会を 設 け て 検 討 を 進 め、 機 種 に 0 7 7 は、 昭 和 六

十二年十月、 ボー イング社製の 747―400を選定し、 内 閣 総 理大 臣 0 了 承 を得 た。

同 機種 を選定した理由は、 最新鋭機で航続性能等に優れていること、 機 体 の容量が大きく運

用 に柔軟 性 があること、 十分な整備支援 体 制 を見込み得ること等を総合的 に 判

る。

な お、 他  $\mathcal{O}$ 候補機種に関 ては、 選考過程におけるものであることから、 公表を差し控えた

V )

七から十三までについて

政 府 専 用 機  $\mathcal{O}$ 購 入に当たっては、 総理府本府 から防衛庁に契約や支出等に関す る事務を委任

している。

当該契約の内容は、次のとおりである。

- (1) 件名政府専用航空機売買契約
- (2) 契約締結年月日昭和六十二年十二月十八日
- (3) 契約者

断

L

たも

のであ

甲 支出負担行為担当官防衛庁調達実施本部長

乙 伊藤忠商事株式会社代表取締役社長

- (4) 契約金額 三百五十九億六千二百万円
- (5) 支払方法 前金払及び納入後の支払
- (6) 納期 平成三年九月三十日
- (7) 契約書の言語 邦文
- (8) 購 入 機 種 及 び 機数ボ イング社製 7 4 7 4 0 0 二機

十四の1について

政 府 専 用 機  $\mathcal{O}$ 購 入に ついては、 昭和六十二年度補正予算 (第一号) にお いて措置されたところ

である。

十四の2について

前払金については、次のとおり支払っている。

昭和六十二年十二月 約七十九億

円

昭和六十三年六月約

約六十四億円

十四の3について

保証金については、支払っていない。

十五について

政府専用機の売買契約における支払通貨は、円である。

な お 契 約 金 額 0 うち 輸 入品 に 係 る部 分に つ 1 て は、 ド ル 価 格を基礎としてい

十六について

政 府 専用機  $\mathcal{O}$ 製造会社 (ボーイング社) との交渉は、 政府 専用機の売買契約の相手方である伊

藤忠商事株式会社が行っている。

十七の1について

政 府 専 用 機 に 関 す る ボ 1 ング 社 0) 代 理 店 は、 伊 藤 忠 商 事 株式 会社 一であ り、 そ 0 所 在 地 は、

大阪市東区北久太郎町四丁目六十八番地である。

十七の2について

伊 藤 忠 商 事 株 式 会社 の本件担当者 の氏 名については、 契約の相手方のことであり、 答弁は差

し控えたい。

十七の3について

政 府 専 用 機 に 関 す る ボ ] 1 ・ング社 0 代 理店 で ある 伊 藤 忠 商 事 株 式 会社 は、 政 府 専用 機 0 売 買

契 約 に お け る 当 事 ·者で、 あ り、 当 該 契約  $\mathcal{O}$ 履 行 に . 関 する責務 を 負 0 て 7 る。

十七の4について

政 府 専 用 機の売買契約における手数料及びその支払条件については、 契約 の相 手方との関係